

## 漁港漁場関係工事積算基準の一部改定について

令和8年4月1日  
宮崎県農政水産部漁業管理課

### 記

#### 1. 基準の取扱い

令和7年度漁港漁場関係工事積算基準のうち、第1部 第2章 3節 2. 一般管理費等の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱いについては、令和8年3月 日付け事務連絡にある令和8年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表の 第1部 第2章 3節 2. 一般管理費等の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱いを適用するものとする。

#### 2. 適用基準日

上記については、入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和8年4月1日」以降のものから適用する。

#### 3. 問い合わせ先

漁業管理課 漁港漁場整備室 漁港担当  
TEL : 0985-32-4478  
E-mail : gyokogyojo@pref.miyazaki.lg.jp

令和8年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲 載 頁	現 行 ( 令 和 7 年 度 )	改 定 ( 令 和 8 年 度 )	コ メ ン ト																																						
1節 直接工事費 補足資料-1 直接工事費 P2-1-(24)		<p><u>1.0. 端数処理の取扱い</u>  <del>四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については、考慮しないものとする。</del>  <del>例) 小数1位切り上げの場合、小数1位の桁が1以上の場合は切り上げし、0の場合には切り捨てるものとする。</del></p>	記載場所の変更																																						
2節 間接工事費 P2-2-8	<p><b>3-1-2 現場管理費率の補正</b>                      1) 施工時期、工事期間等による補正                      施工時期、工事期間等を考慮して、「表-③ 現場管理費率」により求めた率を2%の範囲内で適切に補正(加算)することができる。ただし、重複する場合は、最高2%とする。</p> <p>(1) 積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合                      ① 積雪寒冷地域の範囲…<u>人事院規則に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。</u>                      ② 積雪寒冷地域の施工期間を次のとおりとする。</p>	<p><b>3-1-2 現場管理費率の補正</b>                      1) 施工時期、工事期間等による補正                      施工時期、工事期間等を考慮して、「表-③ 現場管理費率」により求めた率を2%の範囲内で適切に補正(加算)することができる。ただし、重複する場合は、最高2%とする。</p> <p>(1) 積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合                      ① 積雪寒冷地域の範囲…<u>国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。</u>                      ② 積雪寒冷地域の施工期間を次のとおりとする。</p>	記載内容の修正																																						
3節 一般管理費等 P2-3-1	<p style="text-align: center;"><b>表-④ 一般管理費等率</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>23.57%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-1.97802</u></td> <td style="text-align: center;"><u>56.92101</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式  <math display="block">G_F = a \cdot \log(C_F) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})</math>                     ただし、  <math>G_F</math> : 一般管理費等率 (%)  <math>C_F</math> : 工事原価 (円)</p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-1.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>	<p style="text-align: center;"><b>表-④ 一般管理費等率</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>25.13%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-5.21826</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60.08343</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10.63%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式  <math display="block">G_F = a \cdot \log(C_F) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})</math>                     ただし、  <math>G_F</math> : 一般管理費等率 (%)  <math>C_F</math> : 工事原価 (円)</p>	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	<u>25.13%</u>	<u>-5.21826</u>	<u>60.08343</u>	<u>10.63%</u>	率式の見直し
工事原価 適用 区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																				
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																					
		a	b																																						
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-1.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>																																					
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																					
		a	b																																						
一般管理費等率	<u>25.13%</u>	<u>-5.21826</u>	<u>60.08343</u>	<u>10.63%</u>																																					
4節 その他 P2-4-1	<p><b>1-1-1 増加費用等の適用および範囲</b>                      1) 増加費用等の適用                      増加費用等の適用は、工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。  <del>なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</del></p>	<p><b>1-1-1 増加費用等の適用および範囲</b>                      1) 増加費用等の適用                      増加費用等の適用は、工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</p>	記載の削除																																						